

この度、熊本、大分地方で起きた地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。今回は、災害後に起こり得るトラブルについて、紹介します。

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

災害に便乗した悪質商法にご注意ください！！

- 1 屋根の修理、リフォーム工事の勧誘
- 2 義援金詐欺

■ 屋根の修理、リフォーム工事の勧誘

《ケース1》実家の両親宅に突然業者が訪れて、「地震で瓦が落ちているので修理が必要だ。すぐに工事しないと大変なことになる」と勧誘し、両親は契約してしまった。契約書を見ると、費用があまりに高額だった。震災に便乗した詐欺ではないかと思う。

《ケース2》「行政から補助金が出るから」と震災後のリフォーム工事の勧誘があった。近所にも勧誘しているようだが、本当だろうか。

〈アドバイス〉災害時の混乱や不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明せずに工事をして高額な請求をしたりするケースが考えられます。勧誘されても、その場ですぐに頼まず、工事の内容や費用についてよく確認し、できれば複数の業者から見積もりを取りましょう。家族などに相談することも大切です。訪問販売の場合、たとえ工事が終わっていても、契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。また、公的な制度については、必ず自治体に確認しましょう。

■ 義援金詐欺

《ケース1》団体の世話役だと名乗る人が「義援金を集めている」と家に来た。断ったのに「Aさんは5万円、Bさんは10万円出した」と言い、なかなか帰ってくれなかった。その後、外で待っていた人と「うまくいかないな」と話していて、詐欺ではないかと思った。

《ケース2》大手マスコミ業者に似た名称を名乗り、震災の寄付集めに訪問してよいかと電話があった。信用できるか分からないので断ったが不審だ。

〈アドバイス〉被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われるケースです。個別に募金を求められた場合などは注意が必要です。募金先が信頼できる団体かどうか、

必ず確認しましょう。不審に感じたときや不安なときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口
に相談してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684
ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail : a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 災害に便乗した悪質商法に引き続きご注意ください
- 2 光回線やスマホ等の通信契約～電気通信事業法改正～

■ 災害に便乗した悪質商法に引き続きご注意ください

NO.144号でお伝えした、震災により損壊した屋根の修理やリフォームに関して、悪質な業者（訪問販売）に関する相談や情報が、アイネスに寄せられています。

《事例》業者が訪問してきて、「地震で屋根が壊れているようだ。屋根に上って無料で点検する」と言われ承諾した。点検後、「瓦が壊れている」と屋根の写真を見せられた。このままにしているのは雨漏りすると言うので修理を依頼した。200万円かかるが、80万円でよいと言われ契約したが、やはり高いと思い、建築関係の仕事をしている知人に相談し屋根を見てもらおうと、瓦は壊れておらず少しずれているだけだったので、知人がずれを直してくれた。

《アドバイス》業者が見せた写真は、相談者の自宅の屋根ではなかったのでしょうか。このような相談が実際寄せられています。直ぐに契約をせず、できれば複数の業者から見積もりを取り、家族や知人に相談しましょう。不審に思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

■ 光回線やスマホ等の通信契約～電気通信事業法改正～

平成28年5月21日に「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が施行されました。主な事項は、以下のとおりです。

①説明義務の導入

事業者や代理店は、利用者と契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない。

②書面交付義務の導入

事業者に対し、契約書面の交付を義務づける。

③初期契約解除制度の導入

利用者は契約締結書面受領後等から8日間は、無条件に契約解除できる。（例外あり）

④勧誘継続行為の禁止

電気通信サービスの提供に関する契約の勧誘を受けた者が、契約を締結しない旨の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止する。

⑤代理店に対する指導に関する事項

電気通信契約でトラブルになったときは、消費生活センターに相談してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録してなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

” アイネス消費者教育フェスタ ” を開催します！

～夏休みの自由研究ができるかも？！ 親子でいかがですか～

開催日：7月27日（水）～7月29日（金）10:00～16:00

場 所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

梅雨が明けると、こどもたちにとっては待ちに待った夏休みです。今年初めて、アイネスでは、主に小学生を対象に消費者教育を学ぶ「消費者教育フェスタ」を開催します。ゲームやクイズ、実験など、楽しみながら、一人の消費者としての意識を身につけていただけたらと思います。また、夏休みの「自由研究」に活用できるイベントもたくさんあります。

参加はすべて無料です。

参加者全員に、**アイネスオリジナルグッズをプレゼント**します。

無料託児もあります。

お申込み受付中です！！ お早めに！！

イベントのご案内

【7/27】

13:30～15:30

★ インターネットの世界～正しく知って楽しもう！～

講師：七條麻衣子さん

※ このイベントのみ、大分市情報学習センター（大分市大石町1丁目3組）で開催します。

全員パソコンを使って、インターネットの世界を体験します。

10:00～11:00

★ コミュニケーション力と想像力を高める色育

講師：生活協同組合コープおおいた

13:00～15:00

★ 上手なおやつを選び方を学ぼう

講師：大分県学校栄養士研究会

【7/28】

10:00～11:00

★ キッズマナーセミナー（小学校低学年向け）

講師：大分財務事務所 清水磨智子さん

10:00～12:00

★ 豊かな郷土産品を使った親子クッキング

講師：有田恵子栄養士

11:00～12:00

★ 君も消費者！お買物も契約です！

講師：消費生活専門相談員

13:00～15:00

★ 今日から実践！食品ロス削減

講師：生活学校運動推進協議会

【7/29】

10:00～12:00

★ おこづかいゲーム

講師：グリーンコープ生活協同組合おおいた

10:00～12:00

★ 今どきのお葬式事情と成年後見制度

講師：NPO市民後見人養成・活動支援ネットワーク

※どなたでも参加できます。

13:00～14:00

★ 警察官によるこどものための防犯対策

講師：大分県警

13:00～14:00

★ キッズマネーセミナー（小学校高学年向け）

講師：大分財務事務所 清水磨智子さん

★その他、期間中は「簡単貯金箱作り」を実施しています。いつでも参加できます。

また、環境教育の展示も行っています。

●詳しい内容・お問合せ・お申し込みは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/shofesuta.html>

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 アイネスで最も多い相談は？
- 2 海外旅行先で携帯電話を利用するときは要注意です

■ アイネスで最も多い相談は？

大分県消費生活センターに寄せられる相談で最も多いのは、インターネット通信サービスを利用している時に起こった消費者トラブルです。

《事例》スマートフォンで無料のアダルト動画サイトを見ていたら、突然「登録完了。登録料19万8千円、取り消す場合は電話するように」と表示された。電話をすると「大手通販会社のギフト券を5万円分購入し、その番号を知らせるように」と言われた。

〈アドバイス〉事前に明確な有料表示や確認画面、訂正・取消画面がなければ支払う必要はありません。無視しましょう。また、「コンビニエンスストアでギフト券を購入して」は、プリペイドカードを不正に取得しようとする詐欺です。他人から言われてプリペイドカードを購入したり、番号を伝えたりしては、絶対にいけません。

■ 海外旅行先で携帯電話を利用するときは要注意です

夏休みシーズンとなり、海外旅行に行く人も多いでしょう。海外に携帯電話・スマートフォンを持って行くときは、注意が必要です。

《事例》モバイル端末を持って2泊3日の海外旅行に行った。1日目は、端末で写真を撮ったりアプリを使ったりした。しかし海外で使用するのが不安になり、インターネットで利用料金を確認したら2万円と表示された。その後は電源を入れたまま、使用しなかった。帰国して通信会社に料金を問い合わせたら、10万円以上と言われた。

〈アドバイス〉海外旅行に行く前に、携帯電話ショップで海外利用プランに設定するなど、事前に対策を取ることが大切です。長期の海外旅行にスマホを持参し、ほとんど利用しなかったのに数十万円の料金を請求されたという事例もありました。国際線の発着便が多い空港には、携帯電話会社のサービスカウンターがあります。海外でも上手に携帯電話・スマホを利用し、楽しい旅となるよう、必ずショップなどに確認しましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ： <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail： a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 訪問販売による清掃サービスは慎重に契約しましょう
- 2 還付金詐欺が多発しています

■ 訪問販売による清掃サービスは慎重に契約しましょう

訪問してきた業者に勧められ排水管の洗浄を契約したところ、勝手に床下を点検し、シロアリの予防消毒や床下換気扇などの契約をさせられたという相談が寄せられています。

《事例》突然訪問してきた2人組の業者に「お隣の〇〇さんもした」と勧められて、2万円で排水管の洗浄を依頼した。業者の一人が「漏水の恐れがある」と勝手に居間の畳をはがして床下を見に行き、「シロアリがいるかもしれない。特別に10万円で予防消毒をする」と言うので依頼。排水管の洗浄はしたのかと聞くと「もう一人がした」と言ったが、洗浄しているところは見えていない。お金を払ったが、不審なのでクーリングオフしたい。

〈アドバイス〉点検・清掃などの契約をし、その後消費者の不安をあまり、別の契約を結ばせる手口と思われます。必要なければきっぱりと断りましょう。「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約せず、家族などに相談しましょう。訪問販売なので、クーリングオフは可能です。すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センターに相談しましょう。

■ 還付金詐欺が多発しています

《事例》「県庁の保険課です。医療費の還付が42,053円あります」と電話がかかってきた。キャッシュカードを持っているか、近くにATMがあるか等聞かれたので不審に思い電話を切った。県庁に確認をしたら、消費生活センターに相談するよう勧められた。

〈アドバイス〉電話で県庁や市役所、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、キャッシュカードを持ってATMに行くように指示され、還付金を受け取るつもりが相手に送金させられてしまう『還付金詐欺』の事例です。還付金がATMで支払われることは絶対にありません。また、公的機関が“電話で”還付金のお知らせをすることもありません。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 通信販売は、契約・解約条件をよく確認しましょう！
- 2 「お金をあげる」とメールが届き信じた高齢者が被害に！

■ 通信販売は、契約・解約条件をよく確認しましょう！

インターネットの通販サイトで健康食品やダイエットサプリを安い価格で購入したら、実際は定期購入の契約だったという相談が増えています。

《事例》通販サイトに健康食品の広告があった。お試し価格500円で、安いと思い注文した。商品が届き、今回の契約は6回の定期購入で、2回目以降は8千円になると分かった。サイトを再確認すると、とても小さな文字で定期購入のことが書かれていた。「解約したい」と伝えしたが、「できない」と言われた。

《アドバイス》契約条件や返品特約が記載されていれば、原則として業者の示す内容に従うこととなります。記載が分かりにくい場合などは、その旨を主張して業者と話し合うこととなりますが、業者に電話をしてもつながらないという事例もあります。「お試し」「初回無料」などと大きく表示されている広告に惑わされず、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

■ 「お金をあげる」とメールが届き信じた高齢者が被害に！

《事例》高齢の父がパソコンに届いた「6億円譲る」というありえないメールの内容を信じ、メールのやり取りをしていたようだ。やり取りのためのポイント購入に60万円を銀行ATMで振り込み、10万円をカード決済した。父のパソコンメールの内容を確認すると、アカウントを作るためにポイントを購入する必要があると、サイトから何度も言われていた。

《アドバイス》この他にも、「お金をあげたい」などといったメールから有料の出会い系サイトに誘導され、やり取りするうちに高額な利用料を支払ったという事例もあります。このようなサイトでは、通常のメールとは異なり、ポイントを購入し、そのポイントを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることがほとんどです。相手は、お金を渡すため、など様々な口実でメールを続けるよう促すので、気づいたときには多額の費用をつぎ込んでしまいます。うまい話はありません。ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないようにしましょう。高齢者の方が被害に遭わないよう、見守ることも大切です。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録してなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 儲かるわけがない?!～情報商材「儲かる方法教えます」～
- 2 *お知らせ* 『お金の困りごと（無料）相談会』を開催します。

■ 儲かるわけがない?!～情報商材「儲かる方法教えます」～

情報商材とは、主にインターネットなどを介して売買される情報のことで、情報自体が商品となるものです。情報商材購入に関する相談が増加しています。

《事例》「すぐに稼げるノウハウを教えます。3ヶ月で〇〇万円」とネット上に情報商材の宣伝があり、その動画を見てみるととても良いものに思えたのでクレジットカードで30万円決済した。その後、情報を知らせるといふメールが来ただけで、問合せのメールを送るが返答がない。電話も繋がらず、不審に思いネットで調べると詐欺業者との書き込みがあった。

〈アドバイス〉簡単に儲かる話はありません。事例の場合は、相談者が事業者あてに経緯を記載した手紙を書き、その後消費生活センターがカード会社、決済代行業者と交渉し返金されることとなりましたが、最近では手口も巧妙化しており、業者の態度が強硬で返金されないケースが多く見られます。広告を信じて安易に資料請求したり、購入したりしないようにしましょう。トラブルになったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

お知らせ 『お金の困りごと（無料）相談会』を開催します。

アイネスでは、借金の返済など債務に関すること、また家計のやりくり困っている、などの様々な「お金の困りごと」を、弁護士、司法書士、多重債務相談員、消費生活相談員に無料で相談できる『お金の困りごと相談会』を開催します。

【開催日時及び場所】

第1回：平成28年12月13日（火）13:00～15:00 中津市役所内会議室

第2回：平成28年12月15日（木）13:00～15:00 玖珠町役場内会議室

第3回：平成28年12月20日（火）13:00～15:00 大分市市民活動・消費生活センター

※お電話での事前予約制となっています。11月15日(火)までにお申込みください。

【申込先】

九州財務局大分財務事務所 多重債務相談窓口

相談員 清水

☎097-532-7188

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 クリーニングサービスでのトラブル
- 2 洗濯表示が変わります

■ クリーニングサービスでのトラブル

クリーニングサービスを利用してトラブルが起きた場合、原因がクリーニング業者にあるときは、一般的に「クリーニング事故賠償基準」によって損害が賠償されます。しかし対象外になることもあるので、注意が必要です。

《事例1》購入してすぐに数回着たワンピースをクリーニングに出し、受け取ってそのままタンスにしまっていた。1年ほどたって着てみると、縮んで色落ちしていた。店舗に補償を求めたい。

《事例2》1年以上前にコートをクリーニングに出し、取りに行くのを忘れていた。最近になって思い出し、伝票も残っていたので店舗に行ったら「ない」と言われた。工場も捜したが見つからなかったという。弁償してほしい。

〈アドバイス〉どちらも、損害賠償の対象外となります。「クリーニング事故賠償基準」では、消費者が洗濯物を受け取ってから6ヶ月が経過したとき（事例1）、クリーニング業者が洗濯物を受け取ってから1年を経過したとき（事例2）は、業者は賠償額の支払いを免れるとしています。トラブルを防ぐために、クリーニングから戻ってきた洗濯物は必ず確認し、預けた洗濯物はすぐに取りに行きましょう。

■ 洗濯表示が変わります

平成28年12月から、法律の改正により、衣類につけられる洗濯方法の表示記号が新しく変わります。現在の記号22種類から、国際規格の41種類に変わり、国内外で同じ表示になります。（11月30日までの出荷分衣類は、従来の表示記号が認められています）

詳しくは、

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/newsentnaku.html>

をご覧ください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 不良灯油による石油暖房機器の故障や異常に注意
- 2 電気ストーブを使用中の火災に注意
- 3 カイロ使用で低温やけど

■ 不良灯油による石油暖房機器の故障や異常に注意

灯油は保存方法を誤ると、変質や不純物の混入により「不良灯油」になることがあります。石油暖房機器の取扱説明書などでは、不良灯油の使用を禁止しています。

石油暖房機器は、不良灯油を使用すると、少量であっても緊急消火ができなくなったり、点火不良による発煙など、危害・危険につながる不具合が生じます。絶対に使用しないようにしましょう。シーズン中は、灯油は灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない屋根のあるところで保管しましょう。翌シーズンに持ち越すなど、長期の保管はやめましょう。灯油を廃棄する場合は、石油販売店などに相談しましょう。

■ 電気ストーブによる火災に注意

炎が出ていないため安全に見える電気ストーブも、近くに布団、衣類、雑誌などがあると接触して出火することがあります。ストーブの周辺には物を置かないことが大切です。寝るときやその場を離れるときは、必ずスイッチを切りましょう。使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておくことも予防につながります。

■ カイロ使用で低温やけど

低温やけどは、体温よりやや高めのものが、皮膚の同じ場所に長時間接触し続けることが原因で起こります。低温やけどは見た目より重症の場合があるので、注意が必要です。衣類に貼るカイロなどは、外出するときには便利ですが、長時間一ヶ所に固定したり、圧迫したりしないようにしましょう。取扱説明書をよく読んで正しく使いましょう。ほかにも、湯たんぽ、電気あんか、ホットカーペットなどは低温やけどにつながる人が多い製品です。使い方には十分注意してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 チケット売買サイトのやり取り
- 2 大手業者(?)からの請求メール

■ チケット売買サイトのやり取り

コンサートチケットなどを売りたい人買いたい人を引き合わせる「チケット売買サイト」についての相談が寄せられています。

《事例1》チケット売買サイトでアイドルのコンサートチケットを購入し、サイト側に7万円を支払った。しかし、コンサートは3日後なのにチケットが届かない。売主に「チケットを送ってほしい」とメールで伝えたが返事はなく、サイト運営者に連絡したら「当事者間で解決するように」と言われた。

《事例2》コンサートに行けなくなったので、チケット売買サイトに出品した。すぐに買い手が見つかり、サイト側から「購入者からの入金を確認した。チケットを送付するように」と言われ数日前に簡易書留で送ったが、まだ受け取っていないようだ。2日後にコンサートがあるが、返金を求められたりしないだろうか。

【アドバイス】このようなやり取りは個人間売買なので、トラブルになっても消費生活センターは介入できませんし、サイト運営者も介入しません。見知らぬ人とのやり取りは十分な注意が必要です。最近はチケットの転売行為を禁止するため、コンサート会場の入り口で本人確認をすることもあるようです。

■ 大手業者(?)からの請求メール

架空請求に関する相談で、最近多い手口を紹介します。

《事例》スマートフォンに「有料動画サイトの閲覧履歴がある。本日中に登録解除の連絡をするように」とメールが届いた。動画などの配信サービスをしている大手業者からだった。身に覚えがなかったので電話をかけたところ、「確認のため」と生年月日、名前を聞かれた。すると業者から「2年前に登録している。これまでの料金19万8千円を請求する」と言われた。

【アドバイス】大手の事業者をかたっているのに、身に覚えがないのに連絡を取ったり、信

用してお金を払ったりするケースがあります。身に覚えのない請求は「架空請求」なので、このようなメールは無視しましょう。公的機関をかたった不審な電話に関する情報も寄せられています。相手が聞き覚えのある事業者や公的機関を名乗る場合でも注意が必要です。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684
ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail : a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 コインパーキングの料金表示はしっかりと確認を
- 2 ガスの小売自由化が始まります

■ コインパーキングの料金表示はしっかりと確認を

【事例】「24時間最大800円」と表示されていたコインパーキングに5日間駐車した。料金は4千円だと思っていたのに、精算時の料金が9千円以上だった。管理業者に電話で申し出たところ、「最初の24時間が800円で、その後は通常料金となる」と言われた。

【アドバイス】「1日最大〇〇円」「24時間最大〇〇円」などと表示されている場合は、24時間を超えるときの料金体系を確認しましょう。看板に大きく書かれた表示以外に、出入口や精算機付近などに利用条件が表示されています。駐車するときには見づらいかもかもしれませんが、よく確認しましょう。

■ ガスの小売自由化が始まります

2017年4月1日から、ガスの小売全面自由化が始まります。これまで、都市ガスの契約は地域ごとに特定の事業者としか契約できませんでしたが、自由化により、複数の様々な業種や業態の事業者の中から契約先を選択することができます。

【アドバイス】ガスの小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。また、新たなガス小売事業者、新たな料金メニューでガスの供給が行われることになり、様々なサービスメニューが提供されることが考えられますが、契約内容をしっかりと確認し、納得した上で契約するようにしましょう。昨年電気の小売全面自由化では、大手電気会社を騙った詐欺的な電話がかかったという事例がありました。便乗した悪質な訪問や電話には注意しましょう。おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

■ アイネス消費者出前講座のご案内

アイネスでは、消費生活相談員などによる、消費生活に関する様々な情報や、消費者被害に遭わないポイントなどの「出前講座」を行っています。

講座は無料です。地域の高齢者の方をはじめ、ヘルパーさんやケアマネージャーさんを対象とする講座のほか、学校の授業やPTA、保護者会、放課後児童クラブなどでもニーズに合わせた内容でお話しします。時間や場所も、ご相談に応じます。

【テーマの一例】

- 契約の基礎知識を教えて！
- クーリングオフってどんな仕組み？
- インターネットのトラブル
- 最近の悪質商法
- 「小学生も消費者」「中学生も消費者」
- お金の使い方

《お問合せ先》

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

消費生活班 TEL：097(534)2038 FAX：097(534)0684

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp